

2020年度 横浜市研修会 第4回

《特別ローカルルール》

12月8日(火)

横浜カントリークラブ・東コース

県ゴルフ協会「大会競技規則（別紙ハードカード）」に、次の「ローカルルール」
「注意事項」を追加する。

■ローカルルール

①異常なコース状態(大会競技規則「ローカルルール3(a)」)

修理地はプレー禁止とし青杭を立て、白線(ロープを含む)をもってその限界を標示する。

②移動(大会競技規則「ローカルルール12」)

正規のラウンド中の移動については乗用カートに乗ることができる。

③コース保護のための緑白杭は動かさない障害物とする。 ※西コース準決勝で採用

④後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2)、17.1d(2)、19.2b、19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2回目のドロップであっても、規則14.3c(2)を適用することができる。

⑤壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え

規則4.1b(3)は次のように修正される：

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

